令和7年度リーディングDXスクール事業公募要領

㈱内田洋行 教育総合研究所 リーディングDXスクール事業事務局

- ※ 本事業も開始から3年目となることから、これまでの端末活用を促進するというフェーズから、端末活用により個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するフェーズへと軸足を移すこととし、指定校等が実践する内容(創出する事例)についても見直しを行っているため、指定校等が実施する内容について十分確認すること。
- ※ 応募申請に当たり、これまでのリーディングDXスクール事業の実施内容等については、本事業特設サイトを確認すること。https://leadingdxschool.mext.go.jp/

1. 事業名

令和7年度リーディングDXスクール事業 (予算事業名:リーディングDXスクール事業(令和6年度補正予算)

2. 事業目的

全ての都道府県及び政令指定都市において、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及の拠点となる「リーディングDXスクール事業指定校(以下、「指定校」とする。)」を指定し、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な授業実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて普及することにより、都道府県等の域内、さらには全国全ての学校におけるGIGAスクール構想の加速化を図る。

3. 指定校募集に関する内容

(1) 事例の創出、普及のための指定校・指定箇所に関すること

指定箇所は、全国に100箇所程度を指定予定(全国及び域内の格差を解消する観点から、事業として、都道府県及び政令指定都市ごとに最低1箇所の指定を行うことを目指している)。

- ・ 指定箇所は、本事業開始時に開催するキックオフ会議や夏季学習会等、本事 業が開催する学習会等への参加を原則必須とする。
- ・ 原則、指定校を所管する教育委員会を指定箇所とし、教育委員会は、所管する学校を指定校として応募申請すること。都道府県が事業受託先(契約者)となることも可とするが、その場合でも指定箇所としての役割は、あくまで指定校を所管する教育委員会が担うこと。
- ・ 令和5・6年度の本事業指定箇所は、これまでの取組の成果の上に、より効果 的な実践事例の創出を期して、継続して応募申請することを可とする。
- 指定校を所管する教育委員会には、指定箇所デジタルバッジを付与する。
- (2) 指定校に関すること
 - ・ 指定校は、公立の小・中学校(義務教育学校を含む)、中等教育学校、高等学校を対象とする。
 - ・ 指定校は、同じ中学校区内の小・中学校各1校以上の組み合わせを原則とする。

- ※ 都道府県が指定箇所として応募申請する場合も、指定校は同じ中学校区内の 小・中学校各1校以上の組み合わせを原則とすること。
- ※ 同じ中学校区内の小・中学校各1校以上の組み合わせを指定校とした上で、 さらに指定校を増やす場合は、中学校区にこだわらず、小学校、中学校を指定 校として追加申請することを可とする。
- ・ 高等学校も希望に応じて若干の指定を行う。
- 指定校は、本事業開始時に開催するキックオフ会議や夏季学習会等、 本事業が開催する学習会等への参加を原則必須とする。
- 指定校には、指定校デジタルバッジを付与する。
- (3) 連携協力校に関すること
 - ・ 汎用性の高い事例を創出し、域内に広く実践を普及させる観点から、指定校 をおく教育委員会の域内において連携協力校(以下、「協力校」という。)を複数 校設けることを可とする。
 - ・ 協力校は、公立の小・中学校(義務教育学校を含む)、中等教育学校、高等学校を対象とする。
 - ・ 協力校になるための応募申請(審査書類の提出等)は不要。
 - ※ 協力校は、審査は行わない。指定箇所・指定校が審査を通過すれば、応募 申請書類にて申請された協力校は、自動的に協力校とする。
 - ・ 協力校は、本事業が開催する学習会等への参加を可とする。
 - ・ 協力校の本事業学習会等への参加や指定校への視察に係る旅費については、経費として計上することを可とする。
 - ・ 協力校には、協力校デジタルバッジを付与する。
- (4) 認定校に関すること【新設】
 - ・ 学校の自主的な取組を支援する観点から認定校の枠組みを導入する。認定校 は審査をもって認定する。
 - ・ 認定校は、公立の小・中学校(義務教育学校を含む)、中等教育学校、高等学校を対象とする。
 - ・ 認定校への応募申請は、次の2通りとする。
 - ① 指定箇所・指定校として申請していたが、審査の結果、指定箇所・指定校に採択されなかった場合に、認定校になることを希望する場合は、応募申請時、「事業申請書B」(学校情報)」の該当欄にその旨を記載すること。
 - ② 応募申請時に初めから認定校に応募申請をする。
 - ※ 認定校に初めから応募申請をする場合は、教育委員会の承認を受け、学校長が必要な書類を整え応募申請すること。
 - ※同一の学校設置者の中に複数の認定校を希望する学校がある場合には、学校設置者がまとめて応募申請を提出すること。
 - ※ 指定校を設置する指定箇所(教育委員会)内には、指定校又は協力校を置くこととしており、認定校を置くことはできないことに留意すること。
 - ・ 認定校は、本事業が開催する学習会や指定校が実施する学習会、視察等への 参加に加え、本事業特設サイトにて学校の取組や公開授業・研修会の情報を発 信することを可とする。ただし、本事業の経費については、認定校には措置しな いことに留意すること。
 - ※ 本事業認定校として、契約等は発生しない。
 - ※ 応募申請の段階と、事業が開始される令和7年4月では、応募申請をした

学校長が退職や異動等でかわることも考えられるが、教育委員会の承認を受けた学校を審査により認定校とするため、校長の異動等により認定校が別の学校に変更になることはない。

- ・ 認定校には、認定校デジタルバッジを付与する。
- (5) 現行教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施(研究開発の実施) 指定校が事業の実施に当たり、デジタル学習基盤を活用した授業実施に向け、 情報活用能力の育成に向けた指導を重点的に実施するために、現行教育課程の基 準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことを認める。

本事業における指定を希望する学校が、教育課程の基準によらない教育課程を 編成・実施して研究開発することを希望する場合には、本事業の指定校の応募申 請と合わせて、必要な書類を本事業の事務局に提出すること。

- ※ 詳細は、実施要項等を参照すること。「教育課程の基準の特例」の内容に関しては本事業の事務局では回答できないため、申請要領内の問い合わせ先まで連絡すること。
- (6) 応募申請及び採択に関すること
 - ア 応募申請に関すること
 - ・ 実施計画においては、応募申請時点での実施内容にかかる具体的な計画を 記載すること。
 - ・ 当該校のこれまでのICT活用に関する実践の内容が分かる既存資料を添付すること。
 - クラウド環境の十全な活用を担保する観点から、回線速度が十分なものとなっているか、実測値等のネットワーク・アセスメントの結果について様式に従って記載すること。
 - ・ 本事業趣旨を踏まえ、指定校を希望する学校の日常的な活用頻度について 記載すること。
 - ※ 以下については加点対象とする
 - ・ 域内への実践の普及・展開を促進する観点から、本事業指定校に、都道府 県や関係自治体の研究指定を重ねて指定する場合。
 - 教育課程の特例の適用を希望する場合。

イ 審査・採択等に関すること

- 有識者の参画を得て、書類審査により指定箇所・指定校、認定校を指定する。
- ・ 選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、事業申請者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。
- ・ 契約は、事務局・自治体/教育委員会間とする。契約時期については、採択 後速やかに締結するものとするが、自治体に事情がある場合は、事務局に 相談することも可とする。
- ・ 契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ経費の支出ができないことに十分留意すること(キックオフ会議までに契約締結が間に合わない場合のみ、委託費とは別途事務局から旅費を支出することも可能とする(この場合、キックオフ旅費に係った額は、契約額から差し引かれる)。そのため、契約がキックオフ会議に間に合わないことが既に分かっている場合でも必ずキックオフ会議に係る旅費については申請時に計上して

おくこと。)

・ 本事業は令和7年4月以降、契約後から令和8年2月末までを事業実施期間とする。ただし、実施期間以降でも、報告書等の加筆修正等、事務局からの問合せや依頼には積極的に協力すること。

4. 経費

本事業に係る経費は、指定内定後、事業計画書に基づき、文部科学省から委託を受けた事務局と指定箇所がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、事務局から措置を行うこととする。**経費の支出は事業完了後の清算支払い**とする。なお、事業の実施過程において各事業計画の内容を変更しようとするときは、実施計画変更申請書(任意様式、事業計画書との違いが分かるもの)を事務局に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増額する額が事業計画額の総額の15%を超えない場合についてはこの限りではない。

また、本事業において指定箇所が、同時に他の事業を実施する場合には、同一の 取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業 の目的および趣旨を適切に整理した上で計画する必要がある。

- (1) 1指定箇所当たりの経費を90万円(上限)とする。
 - ・ 指定箇所の採択件数によっては、委託額上限を一律に減額する可能性もある。
 - ・ 指定箇所・指定校は、キックオフ会議や夏季学習会への参加を求めることから、必ず旅費を指定校数+教育委員会担当者分計上すること。
 - ※自治体として別途経費を準備できている場合は、その旨キックオフ会議旅費 の備考欄に記載すること。
 - ・ 相互に学び合うことにより、汎用性の高い事例を創出し、更に事例を普及していく事業趣旨を踏まえ、指定校への視察等旅費は優先し、積極的に積算すること。
 - ・ 協力校として登録されている学校も、事例創出のための経費の使用を可とす る。
 - 本事業の経費について、認定校には措置しない(契約も発生しない)。
 - ICT支援員や非常勤職員等の人件費は認めない。
 - ・ キックオフ会議や夏季学習会は、東京での開催を検討していることから、遠方になる教育委員会においては、指定箇所への事業経費とは別に、会の参加に係る経費支援を行う。参加にあたっての1人あたりの旅費(自治体の規程に拠る宿泊費・日当等を含む)が8万円を超える場合、8万円までは上記上限額90万円の中で計上し、8万円を超える額のうち事務局からの経費支援を希望する場合には【キックオフ会議(夏季学習会)参加に係る支援費用】として申請を行うこと。なお、8万円を超える分について教育委員会、指定校(2校まで)から1名ずつ、合計3名分まで【キックオフ会議(夏季学習会参加)に係る支援費用】として別途事務局より支援する(本費用は契約上限額90万に含まない。)。ただし、1人当たりの支援は1回につき最大5万円までのとする。

例)

神奈川県から夏季学習会参加にかかるの旅費:

往復3,000円 →支援対象とはならないため、 上限90万円の中で計上

沖縄県から夏季学習会参加にかかる旅費:

往復100,000円 \rightarrow 1人あたり8万円までは上限90万円の中で計上。8万円を超える分(1人2万円)については最大3名分(2万円×3名=6万円)まで【夏季学習会参加に係る支援費用】として別途支援の申請が可能。(本費用は契約上限額90万に含まない。)ただし、1人当たり最大5万円までの支援とする。

- GIGA端末の活用事例を掲載した市販の教育書等の購入を強く推奨する。
- ・ 事例の創出、普及を目的とした事業であることから、主に指定校視察旅費(研修等含む)、講師等謝金、これらに関わる協力校の必要経費を含めることも可と する。
- ・ その他、本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組については対象外とする。
 - ※ 本事業における主な経費区分

諸謝金、旅費、図書購入費等(コピー用紙については1万円まで計上可能。インクやトナーの計上は不可。また、従来からGIGA端末を活用している学校が指定校として、効果的な実践例を創出することを目的としているため、PC・タブレット端末、ネットワーク環境整備に係る費用も不可。汎用性の高い事例を創出する事業趣旨から、有償アプリ関連費用(デジタル教科書に係る費用を含む)も不可。ただし、研修や公開授業での使用等、教員が学ぶ前提で使用するものであれば計上可能。その他の消耗品についても教員が学ぶ前提であれば計上可能)

詳細は、別紙を必ず参照すること。

- (2) 市町村教育委員会の代わりに、便宜上、都道府県教育委員会が契約主体となる場合において、以下のような内容に限り、希望に応じて、指定箇所経費(1)の上限90万円とは別に10万円(上限)を経費として追加積算することを認める。
 - ・ 市町村教育委員会が本事業の学習会等に参加(市町村教育委員会は指定校に対して指導・助言を行う)するための経費
 - ・都道府県教育委員会が、その域内にリーディングDXスクールの取組や成果を 普及することを内容とする研修においてアドバイザーや講師の招聘に係る費用 及び、派遣経費や、都道府県の担当者が域内の指定校等を訪問したりするため の経費
- (3) 本事業を再委託することはできない。そのため、委託費の計上は認めない。
- (4) その他

令和7年度実施予定の学習会等 いずれも開催場所は東京都内を想定

- ・ キックオフ会議:令和7年4月21日(月)(午前11:30受付開始)
- 夏季学習会:令和7年7月~8月を予定(1.5日程度)
- ※ 指定箇所・指定校から各1名分の旅費を本事業費に必ず計上すること (自治体で負担する場合を除く)。

- 5. 指定箇所への学校DX戦略アドバイザーの派遣
- (1)の経費とは別に、指定箇所の希望に応じ、1指定箇所あたり年間3回を上限に、学校DX戦略アドバイザーを全額国費で派遣する。アドバイザーの派遣を希望する指定箇所は、指定校の希望等をとりまとめること。
- ※ 派遣回数は、1 指定箇所への派遣回数(上限)であり、指定校への派遣回数では ないことに留意すること。
- ※ 1回あたりのアドバイザーの派遣人数は1人とする。(同一の日程に、一度に3 人(3回分の派遣)のアドバイザーを招へいすることも可とする。)
- 6. 指定校(指定箇所)及び認定校の事例創出に向けた取組内容

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現する観点から、1 人 1 台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境(以下、「G I G A 環境」という。)を毎日、高い頻度で活用することにより、次の $(1)\sim(3)$ に記載されている内容に関する実践事例を創出し、事例創出の過程や学校としての取組体制・実施方法も合わせて普及する(改善に向かう取組の過程を可視化)。

<事例の創出に関する実施内容>

- (1) 情報活用能力を育成する指導の充実
 - ① 情報活用能力の育成
 - GIGA環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進める中で、児童生徒が自立して学習していくために重要である情報活用能力を 育成するための取組を行う。
 - ※ 学習指導要領総則においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、 情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成 するため、各教科等の特性を生かし、<u>教科等横断的な視点から教育課程の編</u> 成を図るものとすることとされている。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。【学習指導要領解競総則編】

- ② 児童生徒が身に付けた情報活用能力の活用 情報活用能力を教科教育の場面で活かすことを意図した学習指導の取組を行う。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けたGIGA環境の活用
 - ① 主体的・対話的で深い学びの実現 各教科等の指導において、GIGA環境を活用しながら、主体的・対話的で 深い学びの実現に向けた取組を行う。
 - ② GIGA環境を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
 - GIGA環境を活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を行う。
 - ※ 本事業指定校の授業において生成AIを活用することは差し支えないが、

別途文部科学省では生成AIパイロット校の指定を通じた事例創出事業を実施していることに鑑み、本事業において創出を求める事例は、生成AIの活用のみを扱った事例ではないことに留意すること。

- (3) 自治体の実態に応じてさらに活用促進を図る具体的な取組
 - ① 動画教材の活用、オンラインを活用した地域人材や外部専門家の参画を得た 授業(遠隔教育特例制度による遠隔授業を含む)や学校間交流、端末の日常的 な持ち帰りによる家庭学習の充実
 - ② 1人1台端末、グループウェア及びクラウド環境を活用し、教員の働き方改革につなげる取組(対話的・協働的な職員会議・教員研修の実施等含む)、保護者との連絡をはじめとする校務DXの推進
 - ③ 不登校児童生徒や個別事情により登校できない児童生徒と学校をつなぐ取組、 臨時休業等の非常時等、登校が難しい場合の対応に備えた取組や、日本語指導 を必要とする児童生徒(外国籍・日本籍含む)への対応のための取組 等

<普及に関する実施内容>

- (4) 本事業の趣旨を踏まえ、日常的な取組の事例を積極的・定期的に公開すること。
- (5) 指定校の実践内容を動画や写真、研修のオンライン公開など分かりやすくアクセスしやすい形で地域内外に普及させること。
- (6) 取組内容について、学校Webサイトや教育委員会のWebサイト等において も情報を掲載し発信すること。また、公開情報は、事務局が運営する本事業特設 サイトにおいても、積極的に掲載をすること。

<その他>

- (7) 指定校としての取組に当たっては、学校が一丸となって実践を行うとともに、 全国の学校現場が日々蓄積している優れた端末活用事例から学び続けること。
 - ※ 教師による実践に関する書籍等の購入及び学校DX戦略アドバイザーを活用 した研修会等の実施を奨励する。
 - ※ 全国のモデルとなる事例の創出の本事業趣旨を踏まえ、積極的に全国で指定 されている他地域の指定校の公開授業・研修会に参加し、教師同士が学び合い、 意見交換等を行うこと。
- (8) 文部科学省においては、別途、リーディングDXスクール等におけるGIGA環境の児童生徒の学習上、学校生活上の効果、又は校務遂行上の効果の調査を実施することも検討している。指定校は、受託事業者の求めに応じ、調査に必要な情報の提供や作業に協力することが期待される。ただし、協力は任意であり、また、調査の実施にあたり学校の負担には十分留意することとしている。

7. 指定校・指定箇所における実施内容に関する留意事項

- (1) 指定校は、学校又は教育委員会(指定箇所)の一般公開の事業特設サイトで本事業の取組の紹介等を積極的に公開すること。(本事業特設サイトにリンクを掲載)
 - ※ 公開授業や事例等の報告については、GIGA環境を十全に活用した実践と すること。
 - ※ 指定校・指定箇所は、本事業趣旨を踏まえ、実施する研修会等はオンライン参加が可能な体制を整え、全国から希望する教師等学校関係者が参加できる仕組みを整えること。

- ※ 特に、学校DX戦略アドバイザーを招聘して開催する学習会については積極的に全国に公開(オンラインライブ配信)し、指定校・指定箇所として、全国の教師が優れた事例等から学び合う気運を高めること。
- (2) デジタル学習基盤は、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラという認識に立ち、教師の指導のツール(教具)としての側面のみならず、学びやすさの提供や合理的配慮の基盤であることなど、学習者のためのツール(文房具)という側面にも十分な目配せをして、各学校や地域の実態や課題に向き合いつつ、指定校・指定箇所として積極的な活用を推進すること。

8. 事業報告書(成果物)

他校にとって参照しやすい動画や写真の提供、各種研修会のオンライン配信など を中心に、成果普及に特化した内容とし、分厚い報告書の類は求めない。(会計書類 は除く)

- (1) 実施期間中の報告
 - ① 外部講師を招聘した校内研修会等の公開 ※学校DX戦略アドバイザーによる研修会(講演)のオンラインライブ配信
 - ② ①に際しての授業等の公開
- (2) 事業終了時の報告

実践事例を記録したスライド資料、実践のイメージが具体的に伝わる活動記録 写真、動画等の提出(文部科学省で普及啓発や指導助言に用いることを想定)

- ※ 報告の内容については、<u>GIGA環境を十全に活用した実践</u>であることに留意すること。
- (3) その他、文部科学省が提供する共通アンケートへの回答(EduSurvey 又はグループウェア等を活用して簡易に回答・集計可能)を求める予定
 - ※ 事業開始時点及び終了時点等の2~3回を想定
- 9. 事業申請書の提出方法等
- (1) 事業の申請主体
 - ①指定箇所・指定校

事業の申請は、自治体、教育委員会が行うものとする。

②認定校

事業の申請は、教育委員会の承認を受け学校が行うものとする。

1つの教育委員会から複数の認定校を申請する場合は、教育委員会が取りまとめて申請するものとする。

- (2) 提出書類
- ① 指定箇所·指定校
 - ア) 事業申請書 A (鑑、所要経費)
 - イ) 事業申請書 B (学校情報、実施計画)
 - ウ) 積算根拠資料
 - エ)教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施申請書※ ※エ)は希望する指定校のみ
- ② 認定校
 - ア) 事業申請書 A (鑑、所要経費) ※経費シートの入力は不要
 - イ) 事業申請書 B (学校情報、実施計画)

(3) 提出方法

- ・事業申請書についてExcelファイルを以下メールアドレス宛に送信すること。なお、積算根拠資料のファイル形式は問わない。
- ※事業申請書について、Googleスプレッドシートに変換して編集をする と、レイアウトが崩れることがあるため、提出前に必ずExcelファイル形 式で開き、レイアウトが崩れていないか確認すること。
- ・送信メール件名は「【申請者の名称(例:○○県教育委員会】事業申請書(リーディングDXスクール事業)」とすること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、事業申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、以下(4)まで電話にて照会すること。

(ア) 指定箇所・指定校

・「事業申請書 A(鑑、所要経費)」は指定箇所で1ファイル提出すること。「事業申請書 B(学校情報、実施計画)」は学校ごとに1ファイル作成の上、提出すること。ファイル名はそれぞれ以下のように設定すること。

「事業申請書 A (鑑、所要経費) _教育委員会コード(6 桁) _申請者(教育委員会) 名 |

「事業申請書 B (学校情報、実施計画)_教育委員会コード(6 桁)_教育委員会名 学校名|

※1つの教育委員会から複数指定箇所申し込む場合は、教育委員会コードの後ろに「-(ハイフン)通し番号」をつけること。(都道府県教育委員会から申し込む場合のみ)

例:

「事業申請書A(鑑、所要経費) 000000-2 内田県教育委員会」

「事業申請書 B (学校情報、実施計画)_000000-2_内田県教育委員会_内田市立 洋行中学校」

積算根拠資料のファイル名は、事業申請書内に記載した書類番号とすること。

(イ) 認定校

・「事業申請書 A(鑑、所要経費)」は認定校の設置者である教育委員会ごとに 1 つ提出すること(1 つの教育委員会から複数の認定校について申請する場合 は、教育委員会がとりまとめて作成すること。所要経費シートは入力不要だが、シートは削除せずにそのまま送付すること。)。「事業申請書 B(学校情報、実施計画)」は学校ごとに1ファイル作成の上、提出すること。ファイル名は それぞれ以下のように設定すること。

「事業申請書 A(鑑、所要経費)_教育委員会コード(6 桁)_教育委員会名」 「事業申請書 B(学校情報、実施計画)_教育委員会コード(6 桁)_教育委員会 名_学校名」

(1) 提出先

(㈱内田洋行 教育総合研究所内リーディングDXスクール事業 事務局 E-m a i l: LeadingDXSchool_jimukyoku2025@uchida.co.jp

(2) 本事業に関わる問い合わせ先

コールセンター: 0570-032-535 (土日祝日を除く平日9:00~17:00)

E-m a i 1 : LeadingDXSchool_jimukyoku2025@uchida.co.jp

(3) 提出締切り

令和7年3月17日(月)12時必着

10. スケジュール

公募締切 令和7年3月17日(月)12時 審査 令和7年3月18日(火)~3月26日(水) 採択内定通知 令和7年3月31日(月)(予定) 契約締結 令和7年4月以降

11. その他

- (1) 事業申請書の作成費用については、選定結果にかかわらず事業申請者の負担とする。
- (2) 提出された事業申請書については返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等 については回答できない。
- (4) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結後でなければ事業に着手できないことから、遅滞なく契約書を締結する必要がある。そのため、申請にあたっては、本公募要領や様式等に記載している留意事項を十分に確認の上、次の必要書類を提出すること。

【契約締結にあたり必要となる書類】

- ・ 事業計画書 ※審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。
- 委託業務経費の積算根拠資料 (謝金単価表、旅費支給規定、見積書など)
- ・ 銀行口座情報(採択の連絡とともに、事務局から様式を別途送付する。)
- 契約者情報等確認票(契約者名、契約締結希望日等)
- 担当者情報等確認票
- (5) 検収はリーディングDXスクール事業の事務局が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。
- (6) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (7)予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、 支出内容が適切かどうかについても、委託費支払に際し、厳格に審査され、これ を満たさない場合は当該委託費の支払が行えないため、厳格な経理処理が必要で あることを前提とし本事業の受託可否を検討すること。
- (8) 公募要領等に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、事務局の指定する者と協議し、その指示に従うこと。

経費区分一覧表

	経費区分一覧表 				
経	内容例	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類		
費	(事業に必要不可欠な				
区	経費のみ)				
分					
諸	・ 委託先が行う事業に	・ 委託先における基準単	・謝金規程(規程がない		
謝	関しての協力者等に	価。ただし、著しく高い	場合は積算の参考とし		
金	対する報酬および調	ものは不可。	た資料や過去の支出伝		
	査、執筆、作業、研	・ 委託先に所属する役職員	票の写し等)		
	究等に対する謝金を	ならびに構成員等を対象	・ 「所要経費」シートの		
	対象とする。	とするものは認められな	備考欄に積算根拠資料		
		٧١ _°	内で示されたどの区分		
		・ 文部科学省職員を対象と	に該当するか(例:大		
		するものは認められな	学教授級等)を記載す		
		V,	ること		
		・ 本事業では、委託費や ICT			
		支援員・非常勤職員等の			
		人件費は認められないた			
		め、注意すること。			
		・ 図書カード等の金券によ			
		る支出は認められない。			
		・ 謝金支払手続について			
		は、あらかじめ謝金支給			
		対象者に説明するととも			
		に、謝金受領書を徴収す			
		るなど、適切な支出に努			
		めること。			
旅	・ 外部有識者の旅費	・原則として、委託先の旅	・旅費規程		
費	指定校教員等の視	費規程または実費。	・「所要経費」シートの		
,	察、現地調査、学習	ただし、電車代はグリー	備考欄に訪問先(未定)		
	会等のための旅費	ン車不可、航空運賃はエ	の場合は積算をするに		
	・ 指導主事の指導訪問	コノミークラスのみ。	あたって参考にした方		
	の旅費としての計上	・旅行先、泊数を明記。	面等で構わない)を記		
	を認めるが、本事業	・事業計画に照らして出張	載すること		
	の趣旨(事例創出の	先、単価、回数、人数は	,,, <u> </u>		
	ために教師が学び、	妥当か精査すること。			
	教師が実践を積み重	・マイレージポイント等、			
	ねための事業)を十	交通機関の利用に伴う優			
	分に留意すること。	待サービスについては、			
	/ / - д / - о - с - о	サービス付与の対象外と			
		すること。			
		女元元の万度さる戦兵な			

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な 経費のみ)	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類
		らびに構成員等に対する 支出に関して、深夜勤務 等を理由とした帰宅時の タクシー代・宿泊代等は 対象外とする。 ・ 文部科学省職員を対象と するものは認められな い。	
消耗品費	・ 事業の実施に関わる各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他の消耗品	・ 要場の備終にへも備はね品当るパC整つ可有ア(生むだの提ば本活め、比不的後え備の。か各。を規とコネにてのラジAに、用使上業を印まるけの購品体がす併。シッ係は一数イタIの研等用可は前刷し著ののの目はの規て場で、シッ係は一数イタ」のの目はの規で場で、一方では、と可がある。を規とコネにでのカーでで、す能の場合がすが、というのの目はの別では、とののの目はの別では、とののの目はの別では、とののの目はの別では、とのでの表し、とののの目はの別では、との関係に消は出いる。これで、本人で、本人で、本活の、本活の、本語の、本語の、本語の、本語の、本語の、本語の、本語の、本語の、本語の、本語	・消耗に対して、 ・消耗にいった。 ・消性にいった。 ・消性に

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な 経費のみ)	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類
会議費	 会場借料(会議や発表会等の開催) 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代 会議や発表会等に参加するために係る費用 	限た円ンえそはば計はに体ポにい対実場の原則通る酒支弁はあ会会し催記るとかまりなの教計上、品的イ件で象費とは則に念。類出当、る議議で場して用る一なの教計上、品的イ件で象費とは則に念。類出当、る議議で場に出ている。はた上のでいる量とのス付。とたし可しる常 子な事をに催の録出のの万イ行でれて、はいあて帳を。購に与のいい必 にいめのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	 ・見積書(金額が分かるWEBサイト等でも構わない) ・「所要経費」シートの備考欄に計上理由(成果報告会をと記載すること
借損費	・ 器具機械借料および 損料、会場借料、物 品等の使用料および 損料、船車等の借 料、駐車料、高速道	・ 自前の物品や会場等を使用する場合は計上できない。・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。	見積書(金額が分かる WEBサイトのスクリ ーンショット等でも構 わない)「所要経費」シートの

経	内容例	積算基礎·備考	応募時に必要な添付書類
費	(事業に必要不可欠な		
区	経費のみ)		
分			
	路の利用料金等とす		備考欄に計上理由(成
	る。		果報告会を実施等)を
			記載すること

令和7年度 リーディングDXスクール事業 (***) (

令和7年3月更新

R6事業からの主な変更点

■指定校の実践内容(創出事例)

- 今年度の取組を踏まえ、特に①②の2点に重点を 置き、日々の授業改善を実施する。
- ①情報活用能力の育成

DX等)

- ②個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充 実と、主体的・対話的で深い学び
- ③その他 (オンラインを活用した学校外の人材活 用(遠隔教育特例制度による遠隔授業を含 む)や学校間交流等、家庭学習の充実、校務

■ 認定校の枠組みの導入(新設)

学校の自主的な取組を支援する観点から認定校 の枠組みを導入する。

■ 教育委員会の役割の明確化

市町村教育委員会が所管する学校を指定校とす るが、便宜上、都道府県教育委員会が契約主体 となる場合において、その事業予算として、

- ①市町村教育委員会が事業学習会等に参加す る経費を計上すること(市町村教育委員会は指 定校に対して指導・助言を行う)。
- ②都道府県教育委員会が、その域内にリーディン グDXスクールの取組や成果を普及することを内容と する研修においてアドバイザー等を招へいする経費

を計上することを可とする。(上限10万円)







事業特設サイト

事業学習会ページ 学校DX戦略アドバイザーサイト

指定類型の整理

いずれの類型の学校もGIGA端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用して 実践を進める。

リーティング D×スクール Dxtrawant	点 1-7477 DX22-4 指定校	点 y-7-(27) DX 22-14 協力校 15/14	(大)
■実施内容	・事例の創出 ・事例の創出 ・事例の普及 ※授業及び校内研修等の公開 ※研修会のライブ配信 ・別途本事業で行うGIGA環境効 果検証への協力(任意)	・指定校の事例創出や域内への 事例普及への協力	・指定校の実践内容を参考に 学校として計画した内容を実施
	育学校含む)、中等教育学校、		・公立の小学校、中学校(義務教育学校含む)、中等教育学校、 高等学校
	・小学校・中学校については、同一中学校区内の小・中学校各 1 校以上の組み合わせとすること		指定校を所管しない教育委員会が所管する学校を対象校とし、特に条件なし※教育委員会の要承認
■審査	•書類審査	・なし ※審査において加点の対象となる ことを検討	•書類審査
■経費	・あり	・指定箇所の経費を使用可	・なし
■事業学習 会等への 参加	•原則必須	•参加可能	•参加可能
■報告書 提出義務	•あり	・なし	•なし
■その他	指定箇所 1 箇所経緯90万学校DX戦略アドバイザー派遣※指定箇所 3 回を上限※事務局が経費負担		・学校DX戦略アドバイザーの派遣 ※学校に1回 ※事務局が経費負担

担当:初等中等教育局学校デジタル化PT 情報教育振興室

GIGAスクール構想の加速化事業(リーディングDXスクール事業)



令和6年度補正予算額

2 億円

文部科学省

現状·課題

GIGAスクール構想の下、1人1台端末の更新やネットワークの高速化は各自治体において進められているが、その活用状況については自治体間で格差が生じ ている。今後、全ての学校においてICTを日常的に活用されるようにするとともに、ICT環境を基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進め ることや児童生徒の情報活用能力を育成することが必要。

事業趣旨

指定校における1人1台端末とクラウド環境を学習の基盤とした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資する好事例を創出し、都道府県等の域内、 さらには全国に、そして校種を超えて展開することで、GIGAスクール構想の加速化を図る。

事業内容

事例を創出・普及・展開 する学校を指定

全国で100箇所程度設置予定 1カ所約100万円の予算を措置



指定校が創出する事例の具体的なイメージ(例)

①情報活用能力を育成する指導の充実

- ・情報を収集する場面
- ・情報を整理・比較する場面
- ・情報を分かりやすく発信・伝達する場面

※GIGA端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフとウエアとクラウド環境を十全に活用し て事例を創出することとする。

- ※上記のような事例創出とあわせて、インターネット上の動画教材の活用、外部専門家によ るオンライン授業の実施、端末の日常的な持ち帰りによる家庭学習の充実、校務の徹底 的な効率化や対話的・協働的な職員会議・教員研修等の事例も一体的に創出。

②主体的・対話的で深い学びの中でのICT活用

- ・見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返る場面
- ・子供同士の協働、教職員や地域の人との対話等を通して自己の 考えを広げ深める場面
- ・知識を相互に関連付けてより深く理解する場面
- ・情報を精査して考えを形成する場面
- ・問題を見いだして解決策を考える場面
- ・思いや考えを基に創造したりする場面

事業のイメ―ジ

域内の学校間での情報共有・交換







<事業スキーム>

委託 とりまとめ (文部科学省) 団体

①事例創出に向け指定校の設置、専門家による伴走支援の実施 ②ポータルサイト運営、解説動画作成

◆ 優れた実践の普及・展開(学校間の情報交換会の開催・運営等の支援含む)

③指定校の教師を対象とした公開学習会等の開催 ④利活用促進のための調査・分析等





(担当:初等中等教育局学校情報基盤·教材課)

リーディングDXスクール事業公開学



令和6年度文部科学省委託事業 リーディングDXスクール事業 公開学習会 第6回

CX. リーディング DXスクール Leading DX School

開催日時:3月10日(月)

15:30~16:30

事前申込フォーム

https://forms.gle/eT1wojY8bE6mrzg17 ※講師等の準備の関係上、必ず事前申込をお願いします。

これからのGIGA!デジタル学習基盤をどう生かす!?

~クラウドで可視化される学習状況の把握、速やかな指導・支援を考える~



期限を



堀田 龍也 氏



Zoom接続先 = ###O##OREL #TPURSHULEY https://zoom.us/j/965292144

校研口 使いによる教育活動の更なる推進にお投立ててください。

